

# 神 shin 調 cyo 報 hou

# 夏号

5・6・7

2013 No.418



# い と り ご と

## 「土地家屋調査士制度発祥の地 発祥碑を訪ねてみました」

GWに家族旅行で長野県松本市に観光することにしたものの、どこか良い所がないものか？ガイドブックやインターネットで調べて計画を立ててみました。「そういえば松本市に何か土地家屋調査士に関連する碑があったから、せっかくだから見に行ってみよう」と旅行の計画に取り込みました。

早朝、松本市に到着し、まずは混雑が予想される国宝松本城へ行きました。さすが国宝だけあって圧巻でありました。私は過去に松本市を車で通った際に松本城を遠くから見ただけの経験はあるのですが、今回初めて天守閣の内部に入りました。5重6階の天守閣は階段で登るのですが、一番急な階段の傾斜は61度あるそうで、高齢の方だと少々きついかもかもしれませんが、子供達は喜んで上って行きました。

その後、重要文化財旧開智学校や中町通り、ナワテ通りを観光した後、いざ土地家屋調査士制度発祥碑のある松本市総合体育館に向かいました。体育館と文化ホールが併設されている広大な敷地ではあるものの、植え込みを探せば直ぐに見つかるだろうと高をくくっておりましたが、どうしたものかなかなか見つけることが出来ません。警備員さんや駐車場の案内係の人に発祥碑の所在を聞いたところ、残念ながら知らないとのことでした。「発祥碑でも知名度なしかあ、調査士らしいな」と自虐的に感心をしたものの、このまま「見つかりませんでした」では、調査士としてどうなの？と思い、もう一度目を皿の様に探することに決めました。すると見覚えのある黒いモニュメントが植え込みの中に見えて来ました。結果的には総合体育館の入り口付近の植え込みにあり、とても分かりやすい場所にありました。私自身が探す箇所を決め付けていた様でした。

発祥碑を見に行くまでは、「どうせ大したものではないであろう」と軽視しておりましたが、いやいやどうして発祥碑を前にすると、自分が土地家屋調査士であることが誇らしげに思え、制度を築き発展させてきた先人たちの苦勞に感謝すると共にこの発祥碑を建立した方々の尽力に敬意を覚えました。

松本市は観光するにしても、とても良いところなので、皆さんも一度、観光がてらに発祥碑を訪ねてみてはいかがでしょうか？

横浜中支部 佐々木 謙一



## 表紙

### 浦賀の渡し

写真・文 横須賀支部 菱沼 和久

ボンボン船の愛称で親しまれ、浦賀のシンボルになっている渡船は、港に隔てられた東西の浦賀の町を行き来する人にとって、大切な交通手段です。時刻表は無く、渡船が対岸にいるときは、呼び出しボタンを押すと、すぐに来てくれます。約3分ほどの船旅ですが、浦賀造船所跡地に建つクレーンやドックを海から眺めることができます。

渡船は、浦賀に奉行所が置かれてまもない享保10年(1725年)ごろから始まる長い歴史を持っています。江戸時代には、船が1艘で船頭さんが2人。この船頭さんの生活と船の維持管理は、東西浦賀の人々や、鴨居や久里浜などの近隣の方の協力を得て、まさに生活に欠かせない船でした。明治11年(1878年)からは、東西浦賀の17町内会の共同体が維持管理をするようになりました。この時の運賃は1人1厘5毛で、営業時間は朝6時から夜10時までで、夜間の運賃は倍額と定められました。これが公営交通としての渡船の誕生です。浦賀町が渡船に関わるのは、それから40年後の大正6年(1917年)のことです。この頃が渡船の最盛期であり、1日の平均乗船客が1,000人にも達していて、現在の場所から300mほど港の内、もう1ルートの営業が行われていました。昭和18年4月、浦賀町が横須賀市と合併して、渡船も横須賀市からの委託経営となり、昭和30年代後半には機械化された船による航行となりました。現在の船(愛宕丸)は、平成10年8月9日に就航しました。それまでの木造船から大型化し、江戸時代の「御座船」をイメージしたFRP(強化プラスチック)製の船になっています。

ちなみに、渡船の航路は「浦賀海道」と名付けられ、全国でも珍しい水上の市道(2073号線)です。

# 目次

土地家屋調査士倫理綱領	
1. 使命	不動産に係る権利の明確化を期し、 国民の信頼に応える。
2. 公正	品位を保持し、公正な立場で 誠実に業務を行う。
3. 研鑽	専門分野の知識と技術の向上を図る。

第74回定時総会議事録	2
新役員就任あいさつ	11
法律よもやま話	20
神奈川県土地家屋調査士会第74回定時総会	22
神奈川県土地家屋調査士政治連盟第13回定時大会	23
神奈川県公嘱協会総会(34回)通常総会	24
公嘱だより	25
新横浜東支部スタート	26
本会無料登記相談員及びセンター相談員・調停員研修会	27
年度締 第7回理事会の開催	29
横浜中支部 タウンニュース Q&A	30
湘南第一支部登記無料相談会	31
調査士ねっとわーく	32
新入会員自己紹介	34
事務局からの連絡	36
訃報	36
編集後記	37
会員異動	

## 会務日誌(抄) <平成25年3月27日～平成25年6月19日>

<p><b>3月</b></p> <p>27日 無料登記相談相談員、センターかながわ相談員・調停員研修会</p> <p>27日 登記相談会2件(嶋田相談員)</p> <p>28日 第11回研修部会</p> <p><b>4月</b></p> <p>1日 第1回選挙管理委員会</p> <p>1日 第1回紛議の調停委員会</p> <p>1日 横浜弁護士会新理事者就任披露会(奥田副会長、岩倉副会長)</p> <p>3日 登記相談会4件(八木相談員)</p> <p>4日 第1回常任理事会</p> <p>9日 監査会</p> <p>10日 登記相談会4件(大野相談員)</p> <p>11日 業務情報公開システム説明会(海野会長、石井理事)</p> <p>12日 第1回候補者選考委員会</p> <p>12日 第1回支部長会議</p> <p>14日 第1回研修部会</p> <p>14日 第1回研修運営委員会</p> <p>15日 第1回紛議の調停委員会</p> <p>15日 第1回総務部会</p> <p>16日 日本公認会計士協会神奈川県設立記念大会(岩倉副会長)</p> <p>17日 第7回境界鑑定等業務研修</p> <p>17日 登記相談会3件(清水相談員)</p>	<p>18日 第2回選挙管理委員会</p> <p>18日 第1回理事会</p> <p>24日 第1回広報部会</p> <p>24日 登記相談2件(関田相談員)</p> <p>26日 第1回業務部会</p> <p>26日 横浜弁護士会相談センター開所式(餅田副会長)</p> <p><b>5月</b></p> <p>1日 登記相談会2件(関野相談員)</p> <p>8日 横須賀支部総会(岩倉副会長)</p> <p>9日 第2回常任理事会</p> <p>10日 横浜中支部総会(佐川部長)</p> <p>10日 横浜西第二支部定時総会(海野会長)</p> <p>10日 横浜東支部定時総会(海野会長)</p> <p>10日 横浜南支部総会(福本副会長)</p> <p>10日 県央支部総会(奥田副会長)</p> <p>11日 湘南第二支部定時総会(鈴木理事)</p> <p>12日 県西支部総会(海野会長)</p> <p>12日 相模原支部総会(中川理事)</p> <p>14日 第2回業務部会</p> <p>14日 川崎支部総会(有野部長)</p> <p>15日 登記相談会4件(藤崎相談員)</p> <p>15日 埼玉会定時総会(海野会長)</p> <p>16日 第1回財務部会</p> <p>16日 湘南第一支部総会(岩倉副会長)</p>	<p>21日 第53回通常総会(海野会長)</p> <p>22日 登記相談会1件(奥田相談員)</p> <p>22日 新潟会定時総会(海野会長)</p> <p>22日 (公社)県公嘱協会定時社員総会(岩倉副会長)</p> <p>22日 第1回ADR・筆界特定・境界鑑定推進委員会</p> <p>23日 横浜北支部総会(奥田副会長)</p> <p>24日 山梨会定時総会(海野会長)</p> <p>24日 横浜西第一支部総会(餅田副会長)</p> <p>28日 長野会定時総会(餅田副会長)</p> <p>28日 茨城会定時総会(海野会長)</p> <p>28日 神奈川県行政書士会定時総会(岩倉副会長)</p> <p>29日 登記相談会3件(村田相談員)</p> <p>31日 群馬会定時総会(餅田副会長)</p> <p>31日 静岡会定時総会(鈴木副会長)</p> <p><b>6月</b></p> <p>3日 神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会(鈴木副会長)</p> <p>5日 登記相談会2件(甘粕相談員)</p> <p>11日 第2回理事会</p> <p>12日 第8回境界鑑定等業務研修</p> <p>18日 日調連第70回定時総会(常任理事10名、海野名誉会長)</p> <p>18日 横須賀国県市合同行政相談所(三橋理事、長友支部長)</p> <p>19日 第2回総務部会</p>
---	---	--

# 第74回定時総会

## 第 74 回定時総会次第

司 会 渡 部 清 一

- 1. 物故会員に対する黙祷
- 1. 新入会員紹介
- 1. 開会の辞 ..... 副会長 岩 倉 弘 和
- 1. 会長挨拶 ..... 会 長 海 野 敦 郎
- 1. 議 事
  - (1) 議長・副議長選出
  - (2) 記録者・議事録署名人選出
  - (3) 平成 24 年度会務・事業経過報告
  - (4) 綱紀委員会報告
  - (5) 議 案
    - 第 1 号議案 平成 24 年度一般会計及び特別会計収支決算報告承認の件
    - 第 2 号議案 平成 25 年度事業計画(案)承認の件
    - 第 3 号議案 平成 25 年度一般会計及び特別会計収支予算(案)承認の件
    - 第 4 号議案 神奈川県土地家屋調査士会会則一部改正(案)承認の件
    - 第 5 号議案 神奈川県土地家屋調査士会役員及び綱紀委員選任の件
- 1. 来賓紹介
  - 1. 会長挨拶..... 会 長 海 野 敦 郎
  - 1. 東京法務局長表彰状授与
  - 1. 横浜地方法務局長表彰状授与
  - 1. 日本土地家屋調査士会連合会長表彰状授与
  - 1. 神奈川県土地家屋調査士会会長表彰状授与
  - 1. 来賓祝辞
  - 1. 祝電披露
  - 1. 閉会の辞 ..... 副会長 餅 田 慎 治



## 第74回 神奈川県土地家屋調査士会定時総会議事録

1. 日 時 平成25年5月30日(木) 午後1時30分開会  
午後4時50分閉会
1. 場 所 横浜市中区山下町90番地  
ロイヤルホールヨコハマ
1. 会 員 総 数 885名(午後1時30分現在)
1. 出席会員数 567名
- |     |     |      |       |                                   |
|-----|-----|------|-------|-----------------------------------|
| 内 訳 | 在席者 | 235名 |       |                                   |
|     | 委任状 | 332名 | 委任状内訳 | 会長委任 318名<br>議長委任 4名<br>その他委任 10名 |

理事渡部清一の司会により開会、副会長岩倉弘和の開会の辞、物故会員に対する黙祷、会長海野敦郎が挨拶を述べた。

次に議長、副議長の選出に移り、議長に川崎支部石井学会員を副議長に横浜南支部渡部勇会員を選出した。

議長、副議長は正副議長席につき、挨拶をした後、議場に諮り議事録記録者に湘南第一支部小川明洋会員及び県西支部山口宏幸会員を、議事録署名人に横浜中支部金子幸男会員並びに横浜西第一支部徳田廣明会員を指名した。

議長は、本日の議事日程を説明し、日程に従い議事進行をする旨及び本総会は有効に成立した旨を宣言し、議事に入った。

議長は、平成24年度会務、事業経過報告及び綱紀委員会報告を述べさせた。

副会長奥田一高は、平成24年度会務、事業経過について総括的に報告を為した。

続いて、綱紀委員会委員長今枝陸郎は「平成24年度綱紀委員会は3回開催され、会長より「土地家屋調査士の非違行為に関する調査」の付託を受けて調査の上、会長へ報告書を提出した。」と報告を為した。

次に議長は、第1号議案を上程して審議した。

## 第1号議案

平成24年度一般会計及び特別会計収支決算報告承認の件

財務部長市川栄二は、平成24年度の決算につき、詳細な説明を為し、この承認を求めた。

監事尾栢榮三は、監事3名を代表し、「平成24年11月1日中間監査、平成25年4月9日期末監査を海野会長、各副会長、各部長、事務局長出席の下、本会3階会議室において実施した。その結果、会計の状況及び事業の執行に関して、ともに適正にして正確であり、会則等に抵触する事実はなかった。」と報告を為した。

議長は、平成24年度一般会計及び特別会計収支決算報告及び監査報告についての質問及びその答弁を求めた。

議長は事前に提出されている書面による質問を副議長に読み上げるよう促し、副議長は湘南第二支部木村正年会員からの質問書を読み上げた。

「前年の総会での質問の中で、本当は、価格帯のヒストグラムを載せていただきたいと、要望したが現在ホームページに掲載されているようなグラフは、私の質問への答えにはなっていない。今回は議論する必要もないので、回答のみ答えてほしい。今のまま掲載する、削除する、ヒストグラムに書き換える、のいずれかでお答えいただきたく、再度検討するという回答は無いことを期待する。」

業務部長平野稔が「業務部において検討して市民の方にわかりやすいように棒グラフの形でホームページに乗せている。今後もこの形を継続します。」と答えた。

湘南第二支部杉崎敬文会員からの質問書を読み上げた。

「前年の第73回総会において、木村正年会員からの質問に対して回答された答弁について、強制会としてこの1年間何をしてきたのかその後の経過を、法務局との協議を含め説明願いたい。又、今後強制会としてどのような位置づけをするのか、考えを伺いたい。参考までに、第73回総会議事録及び第72回総会議事録の写しを付ける。」

業務部長平野稔が「公共座標に基づく地積測量図作成マニュアル(案)」を平成20年に作成したが、本年度は東日本大震災により横浜地方法務局に関しては基準点が全て任意座標という扱いに終始したため法務局と議論するまでには至らなかったが地積測量図作成マニュアルに関しては法務局に預けてあり、宿題としております。この5月20日に横浜局では各地方自治体で改定されたものに関しては測地成果2011として扱ってよいと踏み込んで通知が出されました。その中で14条地図や国調に境界点に座標を持っているものに関しては安易に任意座標にせず、その座標を重視して欲しいとの考えがあるためヘルマートやアフィンなどの変換を使ったものも地積測量図作成マニュアルに含めていかないといけないと思っているので杉崎会員の知恵をお借りしたい。この事は次の役員にも引き継いでいきたいと思っている。」と答えた。

杉崎会員は第73回の議事録の業務部長平野稔の答弁を引用して「おごりな答弁をせずに内容を充実して執行部に動いてほしい。さらに国土交通省が主体となってパラメータ変換した座標について、100パーセント完全なデータではないので検定するように各都道府県を通じて各市町村に昨年に通達を出していますが、強制会として会員にそういった危険性を指導してほしい。」と要望した。

横浜西第一支部花島和之会員からの質問書を読み上げた。

「会則第102条調査士会員は、その業務を行う場合には会員証を携帯し、会員徽章を着用しなければならない。ただし、会員徽章着用が現地作業等で困難なときは、会員証を着用する。の解釈について質問する。」

総務部長伊東昌彦が「会員徽章については日調連の会則施行規則第17条付則第7号に規定されており徽章とはバッジのみです。昨年度広報部において販売したウエアなどに縫い付けられているマークは会則における徽章ではないが広報活動として活用してほしい」と答えた。

花島会員は議長に発言を求め許可され「質問の主旨が違い、先日の会からのウエア販売のパンフレット写真の注意書きには徽章が入りますという表現があり、会から正式に出されているものでは

あるが注意書がなかったので徽章にあたるものかどうか判断しかねた。もし徽章であるとするなら作業着にマークを付けるだけでも良いという解釈になるのではないかということで質問をした。さらに土地家屋調査士の帽子の販売の際に本職しかかぶってはいけないとの話を聞いたが、個人的にはウェアなどについては事務所の中で揃えて着用したいとの思いがあり、マークがついたものを補助者に着せてもよいか、またそれは土地家屋調査士を誤認させる事になるのか、ということ質問したかった」と述べた。

広報部長有野拓美が「昨年の広報グッズの販売時に理事会においても相談し、神奈川会は調査士でない者が調査士という名前の入ったものを身につけるのは、まぎらわしいのでやめるということで顧問弁護士とも相談の上、対応している。」と答えた。

横浜西第一支部花島和之会員からの質問書を読み上げた。

「オンライン申請に関して先日、連合会に質問したが、返事を得られなかったので、この場を借りて、質問させていただく。場違いであれば、どのような形で連合会に質問すればよろしいか教えてほしい。」

議長は花島会員に補足説明を求め花島会員は「オンライン申請は登録免許税の減税が無くなり、依頼者に対するメリットは無く、調査士としてのメリットも無いと考えており、このままオンライン申請を続けていくか考え中である。さらにICカードの更新時にも金がかかるが金をかけてまで続ける意味があるのか疑問である、法務省も連合会も積極的にオンライン申請を進めていくとは思えないので会としての考えを伺いたい。」と述べた。

総務部長伊東昌彦が「現在のオンライン申請は様々な問題があり改善すべき点も多いが神奈川会としては国、法務局と協力しながらオンライン申請の活用を続けていきたいと思っている。」と答えた。

議長は会場から質問を求めたが特に質問はなかった。

ここで議長は、平成24年度会務・事業経過報告、平成24年度一般会計及び特別会計収支決算報告並びに監査報告について挙手による承認を求めたところ、本件は賛成多数で可決、承認された。

次に議長は、第2号議案、第3号議案を一括して審議する旨を述べ、これを上程した。

## 第2号議案

平成25年度事業計画案承認の件

事業計画につき、会長海野敦郎、総務部長伊東昌彦、財務部長市川栄二、業務部長平野稔、広報部長有野拓美、研修部長佐川祐介がそれぞれ簡潔に説明を為した。

## 第3号議案

平成25年度予算案承認の件

平成25年度予算案承認の件について、財務部長市川栄二が詳細に説明を為し「大科目の範囲内で中科目間の流用をすることができる」旨の附帯決議を含めて承認を求めた。

議長は、平成25年度事業計画案及び平成25年度一般会計収入支出予算案並びに特別会計収入支出予算案について質問及びその答弁を求めた。

議長は事前に提出されている書面による質問を副議長に読み上げるよう促し、副議長は大和支部和田實会員からの質問を読み上げた。

「業務部2.適正なる業務処理の推進、公共機関による一般競争入札において、制度施行当時から我々調査士(個人、法人格)は、今もって著しい不当廉売となる。恣意的な過当競争からの脱却に歯止めが掛からない現実に直面している。適正業務処理についての要望事項の提示。」

議長は和田会員に補足説明を求め和田会員は「10年程前に国の制度改革によって我々の運用基準が撤廃された。その後執行部の業務適正処理については何の説明も為されていない。どういう事のできなかったのか、その経過説明と今後どのようにしていくのかを回答願いたい。」と述べた。

業務部長平野稔が「和田会員の質問は会の業務に関する質問というよりは対国や法務省に対するものであると思われる、政治連盟や日調連も動いてはいるが思いどおりにはいっていない。もっと政治連盟を強くしていくべきと思っている。我々とすれば一人一人が調査士の資格に誇りを持つという事と仲間意識を高揚していく事で解決できるものと思う。競争入札に対する不当廉売については納品物に対して不備があれば指導の対象になるが、価格に対しての指導はむずかしい、政治連盟や法務省に対する活動にご協力を願いたい。」と答えた。

和田会員は「主旨が違い、他の士業は適正な報酬基準として標準積算基準を各省庁から公表されているのに、なぜ我々の標準歩掛基準が公表されないのか、そこに問題がある。国政レベルから公表がなければ県下市町村にまで浸透しない。上程がなぜできないのか答弁願いたい。」と述べた。

業務部長平野稔は「本会としても5年に一度のアンケートやホームページに報酬額の目安を掲載している」と述べた。

和田会員は「他の士業では歩掛の標準積算基準を公表しているのだから公表できないはずがない」と述べた。

業務部長平野稔は「日調連でも調査中です。」と述べた。

和田会員は「10年も経っている。何をしていたのかを聞きたい。」と述べた。

ここで議長は議論の打ち切りを宣言し、和田会員は要望活動の継続を願い出て了承された。

議長は会場から質問を求めたが特に質問はなかった。

ここで議長は第2号議案について挙手による承認を求めたところ、本件は賛成多数で可決、承認された。また、第3号議案について「大科目の範囲内で中科目間の流用をすることができる。」旨の附帯決議を含めて挙手による承認を求めたところ、本件は賛成多数で可決、承認された。

#### 第4号議案

神奈川県土地家屋調査士会会則一部改正(案)承認の件

議長は、本件審議に入る前に、本案については会則第46条に基づく特別決議を要する旨説明し、これより議場を一時閉鎖し、委任状による代理出席者を含めた出席者数を集計し、会員総数の過半

数の定足数を満たしているか否かの確認をする旨の宣言をした。

議長は議場閉鎖時、現に出席している会員数250名、委任状による代理出席者332名、合計出席者582名で会員総数885名の過半数に達しており、特別決議の要件を満たしている旨を宣し、総務部長伊東昌彦に提案理由の説明を求めた。

総務部長伊東昌彦は議案に関する資料に基づいて説明をした。

「この会則は法務大臣認可日から施行する事及び字句の修正の他、政令、省規則等との整合性を図り、大臣認可が得られるように修正することを会長に一任する。」旨の附帯決議を含めて承認を求めた。

議長は会場から質問を求めたが特に質問はなかった。

ここで議長は、第4号議案の表決にあたり、附則として「この会則は、法務大臣認可日から施行する。」さらに、「字句の修正の他、政令、省規則等との整合性を図り、大臣認可が得られるように修正することを会長に一任する。」旨の附帯決議を含め議場に挙手による承認を求めたところ、会則の特別決議の要件を満たす過半数の賛成を得て、可決、承認された。その後、議場閉鎖を解くことを宣言した。

#### 第5号議案

神奈川県土地家屋調査士会役員及び綱紀委員選任の件

議長は、本議案について提案説明を執行部に求めたところ会長海野敦郎が本定時総会の終了をもって、会長、副会長、理事、監事、監事職務代理者、綱紀委員の任期が満了するので、その選任の必要がある旨を述べた。

続いて議長は、選挙管理委員長田中俊明に候補者に関する報告を求めた。

選挙管理委員長田中俊明は、「会長候補者について定数1名に対して候補者が、湘南第一支部岩倉弘和の1名である。監事は、定数3名に対して立候補者が、横浜南支部廣瀬昌彦、横浜北支部馬渡正光、大和支部新井博の3名であった。従って、役員選任規則第25条第3項に基づき会長及び監事候補者について候補者全員を当選者とする。

監事職務代理者候補者には候補者選考委員会より役員選任規則第17条第2項に基づき、湘南第二支部関野道弘が選出された。

次に役員選任規則第26条第2号により選出された、支部推薦理事候補者13名については、次のとおりである。」と報告した。

横 浜 中 支 部	佐々木 謙 一	横 浜 南 支 部	下 濱 浩 治
横 浜 西 第 一 支 部	高 杉 博	横 浜 東 支 部	星 野 隆 夫
横 浜 北 支 部	嶋 田 幸 子	川 崎 支 部	三 浦 正 樹
横 須 賀 支 部	三 橋 馨	湘 南 第 一 支 部	石 井 幸 世
湘 南 第 二 支 部	竹 前 信 行	相 模 原 支 部	中 川 裕 久
県 央 支 部	野 口 讓	大 和 支 部	市 川 東
県 西 支 部	市 川 栄 二		

候補者選考委員長二見誠は、綱紀委員候補者選考規則第8条に基づき、候補者選考委員会で選考した候補者名を議長に提出した。

議長は、提出された候補者名を次の通り報告した。

綱紀委員候補者 7名

横 浜 中 支 部	佐々木	健	横 浜 北 支 部	平 野	稔
川 崎 支 部	石 井	学	横 須 賀 支 部	高 橋	利 次
湘 南 第 一 支 部	葛 谷	栄 一	大 和 支 部	三 浦	仁
県 西 支 部	松 井	弘			

議長は、報告のあった会長1名、監事3名、監事職務代理人1名、支部推薦理事13名、綱紀委員7名を選任することについて議場に諮ったところ、賛成多数をもってこれを承認した。岩倉弘和会員は神奈川県土地家屋調査士会会長就任を承諾した。また、被選任者は何れも直ちに就任を承諾した。

会長岩倉弘和は議長より発言の許可を得、役員選任規則第26条第1項第1号及び第3号に基づき、副会長に湘南第二支部鈴木貴志、大和支部朝岡道久、横浜東支部餅田慎治、川崎支部中山正の4名を指名し、理事に横浜中支部佐川祐介、川崎支部大竹正晃、横浜東支部本橋幸司、横浜東支部西田貴麿、湘南第一支部尾上雄一郎、横浜中支部上田尚彦の6名を指名した。

議長は、この選任についての承認を議場に求めたところ、賛成多数をもってこれを承認し、被選任者は何れもこの就任を承諾した。

会長岩倉弘和は議長より発言の許可を得、会則第118条第2項に基づき県西支部海野敦郎会員を名誉会長に委嘱したい旨の発言があった。

議長は、会長岩倉弘和より申出のあった海野敦郎会員に、名誉会長を委嘱することについて、議場に諮ったところ、拍手をもって承認され被選任者はこの就任を承諾した。

議長は、これをもって審議事項全部が終了した旨を宣言した。

議長、副議長は解任され、議長及び副議長席より降壇した。

その後、来賓紹介・表彰状等授与・祝辞等行われ、午後4時45分副会長餅田慎治の閉会の辞をもって、第74回定時総会は終了した。

## ◎来賓出席者名簿

横 浜 地 方 法 務 局	局 長	高 村 一 之 様
横 浜 地 方 法 務 局	総 務 課 長	小 山 浩 幸 様
横 浜 地 方 法 務 局 不 動 産 登 記 部 門	首 席 登 記 官	持 田 弘 二 様
顧 問		千 葉 景 子 様
日 本 土 地 家 屋 調 査 士 会 連 合 会	副 会 長	関 根 一 三 様
埼 玉 土 地 家 屋 調 査 士 会	副 会 長	高 柳 淳 之 助 様
栃 木 県 土 地 家 屋 調 査 士 会	総 務 部 長	東 野 勝 一 様
群 馬 土 地 家 屋 調 査 士 会	副 会 長	堀 越 義 幸 様
静 岡 県 土 地 家 屋 調 査 士 会	副 会 長	三 井 和 夫 様
山 梨 県 土 地 家 屋 調 査 士 会	副 会 長	伊 藤 美 義 様
横 浜 弁 護 士 会	副 会 長	前 田 康 行 様
神 奈 川 県 司 法 書 士 会	会 長	蒔 山 明 宏 様
一 般 社 団 法 人 神 奈 川 県 測 量 設 計 業 協 会	副 会 長	浅 田 京 様
一 般 社 団 法 人 神 奈 川 県 建 築 士 事 務 所 協 会	副 会 長	椋 茂 廣 様
神 奈 川 県 行 政 書 士 会	副 会 長	石 川 房 治 様
東 京 地 方 税 理 士 会	会 長	小 島 忠 男 様
公 益 社 団 法 人 神 奈 川 県 宅 地 建 物 取 引 業 協 会	副 会 長	山 野 井 正 郎 様
神 奈 川 県 社 会 保 険 労 務 士 会	副 会 長	長 瀬 眞 彦 様
公 益 社 団 法 人 神 奈 川 県 公 共 嘱 託 登 記 土 地 家 屋 調 査 士 協 会	代 表 理 事	越 智 眞 琴 様
神 奈 川 県 土 地 家 屋 調 査 士 政 治 連 盟	会 長	福 本 正 幸 様
顧 問 弁 護 士		柳 川 猛 昌 様
顧 問 税 理 士		高 橋 稔 様

### 日本土地家屋調査士会連合会顕彰

○連合会顕彰規程第5条表彰状受賞者（6名：順不同）

青 木 仁 志（浜南） 星 祐 一（湘一） 田 中 大 治（湘一）  
神 村 康 二（相模原） 内 田 昭 弘（県央） 増 島 賢 一（大和）

### 東京法務局管内土地家屋調査士表彰

○東京法務局表彰規程第2条第2号表彰状受賞者（8名：順不同）

武 笠 幹（浜北） 三 浦 修 二（浜北） 宇賀神 清 人（川崎）  
田 中 俊 明（湘一） 茂 木 保（湘二） 杉 崎 敬 文（湘二）  
川 端 光（相模原） 関 田 侃（県西）

### 横浜地方法務局管内土地家屋調査士表彰

○横浜地方法務局表彰規程第2条第1号表彰状受賞者（7名：順不同）

大 内 弘 幸（浜東） 石 井 建 爾（浜北） 下 山 義 和（浜北）  
高 橋 利 次（横須賀） 守 屋 隼 人（相模原） 相 原 信 行（県央）  
津 金 満（県央）

### 神奈川県土地家屋調査士会顕彰

○本会顕彰規程第3条第1号表彰状受賞者（7名：順不同）

小 瀧 孝 幸（浜南） 小 泉 守（浜北） 袴 田 知 明（横須賀）  
館 岡 千 春（湘一） 村 澤 玄 吾（湘一） 関 野 道 弘（湘二）  
朝 里 孝 浩（相模原）

## 会長の挨拶



先の第74回総会にて立候補、皆様のご承認をいただき、会長を仰せつかりました岩倉です。これまでも副会長として会務に責任の

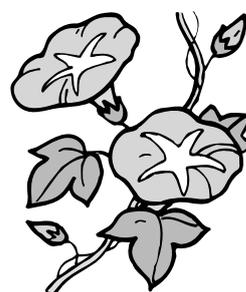
あった立場ですが、ここから先は最高責任者として神奈川会会務をリードしていきますので改めましてよろしくお願ひいたします。なすべき会務を果たすため必要な役員を揃えることが出来たと自負しておりますが、もとより会員全員が各々の立場、役割に応じた良い仕事をしてこそ結果を出せるものと思っております。働き場所を提供出来る、役員と会員の垣根のない会務を心がけたいと思います。

天災、人災、不安定な景気等々、暗い話題に事欠かない現在の状況ですが、土地家屋調査士を取り巻く環境自体もTPP等それに負けず劣らずといったところではある意味チャンスだというのは詭弁でもなんでもなく、潤っていた時代、何も問題のない状況のもとでは変革なんて誰も求めない、ということです。現状を打破せねばならないという問題意識が共有出来るこの状況は変革を志すものにとってはチャンスなのです。そのための具体的提案ももっています。所信や大綱にその片鱗は紛れ込ませていますが、不動産に関する確固たる地位を築くための複数の取り組みを考えております。この時代が味方、と考え、実行していきたいと思ひます。また、それには政治、行政、関係機関の

神奈川県土地家屋調査士会 会長 岩倉 弘和

理解が必要です。そのために会員皆様のご協力が不可欠で、私たちがひとつである、ということのアピールしていかなければなりません。

会員ひとりひとり考え方も違います。私が選択、実行することに賛成もあれば反対もある、そう思います。私が会長をやる以上、私が信ずるところに従い会務をおこなってまいります。意図するところを良くお伝えして少しでもご理解いただけるよう努めてまいりたいと思ひます。本質をとらえ、やるべきことはもちろん、やってもやらなくてもということはずやる、という私の姿勢を表明して就任の挨拶に代えさせていただきます。



## 副会長の挨拶

副会長 鈴木 貴志



副会長として総務・財務を担当いたします湘南第二支部の鈴木貴志です。会員の皆様には、しばらくの間

いろいろなところで、お世話になると思いますが、「どうぞ、よろしく、お願いいたします。」

役員就任の御挨拶は今回で5度目となります。今まで私は、調査士会の中では若手であると思っていましたが、今回はそういう雰囲気がなくなりました。このたびの役員改選では、自分より若い世代の皆さんが調査士会の中心として会務を執行する構成となり、自分の立場も変わってきたようです。

ただ、立場が変わったからと言って自分が簡単に変わる訳ではありません。私としては、新しい役目を自分なりに務めていきたいと思っています。

さて、今回の役員構成の特徴は、前に述べた執行役員の世代交代ともう一つ、事業執行積極派の方が多いということです。「若い=積極的」とはなりません、今回は事業執行に積極的な意見を持っている役員が多いように感じています。

これに対し、私はどちらかといえば慎重派です。もちろん、事例によって立場は大きく異なると思いますが、基本的にはそういう構図になると思っています。私が慎重派であるということは、本会の事業を議論するときに、私が少数派になる場面が多くなるということです。私の

場合、少数派になることには慣れていきますので、実際に少数派になった場面でも、周りの雰囲気に流されず、自分の感覚を大切に、堂々と自分の意見を述べていきたいと思っています。

ここで、私の担当についても少し触れたいと思います。まず総務についてです。本会の中の総務の仕事は「組織の潤滑油」になることだと思っています。会員にとって直接的で重要な事業である業務部や研修部の事業がうまく進むように環境を整えたり、後方から支援をすることが仕事です。その意味で、「速い判断」と「早い対応」を心がけて会務に臨みたいと思います。

次に財務についてです。財務の仕事は、本会の基盤となる財務状況の管理です。本会が将来的に安定した事業が継続できるよう財務的な視野から検討し計画・判断していくことが重要だと思っています。ただ、過度に消極的な支出計画が必ずしも適正だとは考えておりません。適正な事業の執行には適正な支出が伴うのは当然のことです。本会の事業が無秩序に肥大化していくことには強く反対ですが、必要な事業には適正な支出が必要です。その意味で、何か新しいことを始めるときは、何かをあきらめ、やめていくことが大切だと考えます。また、本会役員の報酬等についても適正なものに近づける検討を試みたいと考えます。

以上、簡単ですが、役員就任の御挨拶とさせていただきます。重ねてとなりますが、よろしく、お願いいたします。

## 副会長の挨拶

副会長 朝岡 道久



事務所は、5年後に東名綾瀬インターができる綾瀬市です。前期業務部理事2年を務め、本年度より広報担当の副会長として、2年間働かせて頂きます。

岩倉会長始め、常任理事も若返り、中山副会長と私は平均年齢を上げる役目となっています。

若返った執行部ですが、岩倉会長はご存知のとおり本会に連合会に経験豊富で、そして脇を固める私以外の副会長は副会長経験者で、会務運営には全く問題はありません。

しかし、前期理事の時に感じたことですが、本会と支部(会員)の距離、本会の各部間の距離が有り、それを4人の副会長で縮めたいと考えます。

また、私も色々な会で役員を経験して来ましたが、自分より若い会長に仕えるのは初めてで、役員17年目そろそろ最後のご奉公かなと思いつつ、2年間明るく頑張ります。

さて岩倉会長から広報を担当して欲しいとの指名に、本会広報の経験がない私にとっては戸惑いもありました。岩倉会長からは、今までの広報活動に加えて、さらに不動産関連業界をはじめとし金融業界等の他業界に向け、広報(営業)活動を実施して不動産のコンサルタント的な地位を築きながら知名度をアップして欲しいとの難しい課題を与えられ、指名に同意しました。

その為には、私を含め会員が他業種・他資格について幅広い知識を持つ事が要求され、とても単期では結果が出ない岩倉会長の考えですが、間違った方向でなく他業界でも目指していることだと思います。

前期の広報部が確立した高校への出前授業は、調査士を目指す若者を導き出し、成功しました。私も自分の事務所に、東京の私立中学生3人、地元市立中学生3人を職場体験学習として受入、調査士の仕事について現場と講義をしています。

知人とか親戚とか直接調査士と触合っこの業界に入った人は、少なくないと思います。地道で微力ではありますが、大切な広報活動だと信じ、1年間にわずか6人ですが実施しています。

しかし、先日分筆登記を依頼された地元のお客さんから、中学生の息子が体験学習で私の事務所を希望したが、行けなかったとの話しを聞き、その中学生が親と私の打合せや自宅協の現場を見てくれたのだと嬉しくなりました。

P T A ほか地域活動の役員をされている会員も多いと思いますが、明日の世代に対してこのような広報活動を依頼されたら是非実施してみてください。

## 副会長の挨拶

副会長 餅田 慎治



前記より引き続き副会長を拝命致しました横浜東支部の餅田です。

前期までは、日調連との兼任であって来ました。

今期は、政治連盟副会長との兼任という事ですので、さらに燃え尽きるがごとく頑張りたいと思っています。景気低迷、価格低下と環境が激変する中、適正な業務と適正な報酬につき、我々土地家屋調査士がどのようにすべきかを考えていきたいと思ひます。私が前期、連合会理事として経験した事を活かし神奈川県土地家屋調査士会会員のために頑張っていくと決意新たにしています。会員の皆様方におかれましても岩倉新会長のもと、会務に御理解頂き御協力頂ければと思ひます。私たち1人1人が考えなければならないのが、社会に信頼される土地家屋調査士であるためにどうすればいいのかです。

まず私たちがおこなわなければならないのは国民に安心を与えること。基本に忠実に業務を遂行しながら、更に土地境界のエキスパートとしての知見を活かし、土地境界のプロである私たちが説明責任を負うことにより国民に安心してもらおう。それが、職責の一端ではないでしょうか。立会に始まり説明までを本職不在でおこなっていたとするならば、それは職責を放棄するようなもの。義務を履行するからこそ適正な報酬を得る権利が生まれます。職責を放棄したかの如く、補助者任せの業務をおこなっている会員は、今一度お考え直し下さい。現場を何ら把握せずに調査報告書に記載することは、調査

報告書虚偽記載の可能性も出てきます。

中には、「風邪を引いたら行けない」等の子供じみた反論をされることもありますが、この様な消極的な姿勢で我々の職域を守れるのでしょうか？

今期、私は業務部を分掌いたしますが、業務部のみでなく関係部と連携を取り、会員の適正な業務処理に付き検討を深めます。また、補正事務や登記事件にからむ相談は本職においておこなうことの徹底を法務局に対し申し入れるなど、他人による業務の取扱いの防止に努めます。これら法律や会則に規定されているものを徹底しようとするだけでも様々な意見があります。このことに、私は非常に違和感を感じてまいります。

前期、日調連理事として日調連会務にあっていた際も私は多方面にわたりこの考えを発言してきました。業務を取り巻く環境が日々進化し、国民の権利意識も強まり私たちの取り扱う土地の筆界に関し、更なる研鑽が必要になってきています。会員一人一人が同じ考えになることは不可能でも、同じ方向性を持つことは可能だと信じています。副会長として、何ができるかはわかりませんが、やるからには何か私の色を付けておきたいと考え、その職責に身の引き締まる思いです。まだ、未熟故に厳しい御意見も有るかと思ひますが、厳しい御意見の中で学び、会に貢献していくことを目標とし努力いたします。何事も立ち止まっていたは、成長はありませんので、猪突猛進の気概を持ちすすんでいく所存です。会員の皆様には叱咤激励いただき、今後とも御支援御協力をお願い致します。

## 副会長の挨拶

副会長 中山 正



第74回定時総会で岩倉新会長から指名を受け、総会に於いて会員皆様のご承認を頂き、副会長に就任致しました川崎支部の中山と申します。どうぞよろしく

お願い致します。

私たち会員は、調査士法の規定により土地家屋調査士に為るためには調査士会に強制加入する必要があります。強制加入の意味は大変重いものです。

強制加入の会であるからこそ、国民への奉仕を第一義とし、その奉仕の実行部隊の「会員のための会」であることを十分に認識し、会員への決定指導の大元となる理事会役員を含め、「会員ためにお役にたつ役員」が求められているのではないのでしょうか。

ものを遂行するには経験も大いに必要があるとの観点から、会長より「組織を構成する役員が、非常に若く経験も少なく前例等にも熟知していない方も多いため、側面からアドバイスを積極的にし会の発展に尽力して欲しい。」との依頼がありました。会役員を退いてから4年が立ち戸惑いも感じながらも、小生の拙い役員経験が少しでもお役に立てれば思い、副会長の就任を受諾した次第です。

近頃感じる事は、役員(特に上の役職)に就いた者が後任の役員に対し役員の心構え等を教え継承させていっていないのではないかということです。(本会のみで無く支部にも見受けられます。)役員で実務の経験者が少なければ少ないほど、先人が積み上げた役員としての身につけておかなければ重要ことは多く学習する必要があります。それを検証し乗り越えて積み重ねて

こそ強制会が発展して行くと考えます。

強制会は利益集団ではありません。新しいことばかり求めるより、時期にあった情報を堅実・確実に会員を指導・伝達する会でなければならぬと思います。基本的な役員の責務をしっかり身に付けなければ、また後任の育成をおごなりにすれば、組織は衰退していくものであり、その様な組織を社会、会員までもが必要としなくなり、強制会の必要性も疑われていくこととなります。

新入会員は、先輩会員の有様を見てその真似をし、乗り越えていくものであるからこそ、役員は心して役務を遂行しなければならないと思います。これは、自分の子供に対する教育(教え)と同等ではないでしょうか。

役員を退任し一会員として外から本会を見ると、役員の自己満足の様相が一部に見られます。これは私が役員としていた時も会員が本会に対し、感じていた事かも知れないと猛省している昨今です。

- 常に会員の事を考える事。  
(何時も一般会員としての目線で)
- 自己満足しない事。(交代しないように)
- 後任者に役員の心構えを教える事。  
(奉仕者としての自覚で)
- 自己の名誉を求めない事。  
(天狗にならないように)

いま、本会に対し会員が何を求め、何をして貰いたいか、強制会として何処まで真摯に答えられるのか、今一度冷静に見つめ考えたいと思います。

以上を心して、より「会員の爲の土地家屋調査士会」をめざして、岩倉会長と共に歩んで行く所存です。

## 部長から就任挨拶

総務部長 大竹 正晃

第74回定時総会において、岩倉会長より指名を受け総務部長に就任いたしました川崎支部の大竹正晃です。よろしく願い致します。



役員の実験は乏しい私ではありますが、本会の運営・会員の業務について支障なく行えるよう努力していきます。

最近では昨年の政権交代から「アベノミクス」政策により、デフレ対策・円安誘導・株価上昇が達成されつつあります。これから予想されているシナリオは、雇用拡大・所得増加・消費拡大・物価上昇と続いています。最終的には本格的な景気回復が目標とされています。

そうした経済状況の中で、土地家屋調査士業界ではダンプによる業務受託や名義貸し・補助者任せ等の非違行為が問題とされています。今、国民全体が景気回復に期待していることを考えれば、今後のシナリオに障害となる問題は排除したいと思うことは当然のことであり、ひとつ間違えれば土地家屋調査士制度そのものが排除されかねないという危機感を感じております。

土地家屋調査士であることに誇りをもって日々誠実に業務を行っている会員の皆さまのために、精一杯会務に取り組んでまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

財務部長 本橋 幸司

第74回定時総会にて、会長推薦理事として承認をいただいた本橋幸司と申します。財務部の担当を拝命致しました。よろしく願い致します。



所属する横浜東支部は、今期より横浜東支部と横浜西第二支部が合併した支部で、私は前期、旧横浜西第二支部の推薦理事として業務部に在籍しておりました。昨期の業務部おきましては、実地調査要領に始まり、調査・測量実施要領等々法務局との協議など、私は一部員でありましたが、その責務の重さを感じておりました。担当副会長や部長・その他業務部関係者におかれましては大変お疲れ様でした。また支部推薦理事としては、合併に際し、関係各位・会員の皆様のご理解とご協力を頂きまして、旧支部役員一同感謝しております。この場をお借りして、御礼申し上げます。

さて、今回拝命しました財務部におきましては、まずは財務内容を速やかに把握し、今年度の事業計画 1 入会金及び会費の徴収並びに予算の適正かつ効率的な執行 2 将来を見据えた財政全般の検討 3 福利厚生 of 拡充と周知 を確実に執行していける様、努力して参りたいと思っております。

私自身は財務部は初めての事ではあります

が、上記及び引継ぎ事項等々、その職務の重責さを早速感じております。

今後は微力ではございますが、鈴木担当副会長、西田次長と共に任務を果たしていく所存でございます。

皆様にも格別のお力添えを賜りたく、切にお願いを申し上げます。

### 業務部長 石井 幸世

この度 業務部長を拝命いたしました。湘南第一支部の石井幸世と申します。前期二年間、平野前業務部長体制のもと、調査測量実施要領改訂、業務委託契約書モデルプランの整備など一業務部員として貴重な経験をさせていただきました。

会務につきましても、まだまだ未熟であり、分からないことも多く不勉強な私です。まだ早すぎる感は否めません。あらかじめお詫び申し上げます。

神奈川会には、「神奈川青調会」と「湘一塾」という二つの非公式な勉強会があります。

登記受託件数の減少、人口の減少による地価下落、受験者数の減少、TPPなど、調査士を取り巻く環境は決して明るくはありません。そういった中、こうした若手の勉強会に参加し、情報を共有化し、相談しあいながら、仲間とともにレベルアップを計っていくことは、大変有意義であり勉強にもなりました。

しかしながら、本会は仲良しクラブではありません。万人受けする会務運営などありえないものかもしれません。私自身がかつて一会員と



して会に対し持っていた不満、疑問から目をそむけることなく、また、出来る限り直接話を聞き、向き合っていけるよう努力したいと考えています。

正直にいますと、事務所経営に会務がどの程度影響があるのか計りかねております。どうぞお手柔らかにお願い致します。

かつて、湘一塾に元連合会長の西本先生を講師としてお招きしました。講演のなかで、「支部で、しっかりとした人を役員に選び、その役員がしっかりした人を本会に送り、最終的に連合会にしっかりとした人間を送り込む」この基本的な調査士としての権利を放棄したりせず、自分なりに出来る範囲での義務を一つ一つ果たしていくことが、明日の調査士の姿を変えていく第一歩なんだ!と教わりました。

私自身がしっかりしているなんて全く思っておりませんが、会長を支え、未来の調査士像をしっかりと見据えられる会務を目指して取り組んで行きたいと考えています。宜しくご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

### 広報部長 中川 裕久

犬の散歩の途中でふらりと書店に立ち寄ることがあります。よく手に取るのが『資格試験ガイド』や『専門学校・各種学校一覧』といった類の本です。もともと飽きっぽい性格なので、心のどこかに「今の生活(人生)を変えたい」という願望があるのかもしれませんが。パラパラとページをめくると、世の中には実に多種多様な資格(職業)があることに驚かされます。いく



つか簡単に紹介しましょう。

通関士(つうかんし)：輸出入の際、税関への手続きを行う仕事です。私はホットロッド(アメリカ発祥の改造自動車)の部品を輸入してみたい、などと妄想したりします。

発破技士(はっぱぎし)：鉱山やトンネル工事現場などで爆薬を仕掛け爆発させる、エキサイティングかつデインジャラスな仕事です。

請願書士(せいがんしょし)：官公署などをお願いする仕事です。例えばスクラップにする目的で自動車を廃車にすると、書類やデータが抹消され、通常は再度登録をすることが手続き上、出来なくなります(完全抹消などと言います)。そのような自動車を再び登録する場合、所有権を証明し、憲法の財産権に則って役所に登録を請願(お願い)したりします。

いかがでしょう。これらの資格(職業)がマイナーなのは、大多数の国民が普段の生活で直接利用(依頼)することが無いからです。どこにも発破技士に自宅の爆破を依頼する人などいないでしょうから、発破技士を知らなくて当然です。

そのように考えると、私達土地家屋調査士の知名度が低いのも仕方が無い事なのかもしれません。例えば分譲地に建てられた中古住宅を購入した人は、土地家屋調査士の世話になることなく一生を終える可能性だってあります。しかしながら「隣人から境界立会いを頼まれたが、よく分からない。土地の事だから不動産屋さんに相談に行った」などという笑えない話を耳にするのも事実です。普段私たちに縁のない人が、いざ土地家屋調査士の助けが必要になった時に迷わないよう、常に国民に門戸を開き、非常口の案内灯のように存在をアピールし続けること

は大切だと思います。

さて3年前、軽い気持ちで引き受けた理事ですが、今期は広報部長を務めることになってしまいました。私の基本的な考えは“継続は力なり”です。出前授業や無料登記相談などは広報部や制度対策特別委員会の理事、委員の方々が苦勞して足がかりを作ってくれた事業です。限られた人員、予算、時間ですので、出来ることに限りはありますが、継続発展していければと思います。

会員の皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

#### 研修部長 佐川 祐介

この度、引き続き研修部長を務めることとなりました。部長としては3期目、次長から数えて4期目になります。今期から新会長に



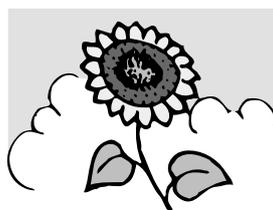
よる体制のスタートですが、他の方々に比べて、全然フレッシュではありませんね。

ところで、調査士会における研修事業の果たすべき役割とは、なんでしょう？ヒントは調査士法にあると考えています。

調査士法は、調査士会設立の目的として「会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと」を定め、その会則の必要的記載事項のひとつとして「研修に関する規定」を置くことを義務付ける一方で、調査士に対しては、調査士会への入会を強制し、「その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならな

い]としています。その趣旨は、ひとえに、調査士法第1条が掲げる制度の目的、すなわち「土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与すること」を実現するために、制度的な担保を与えるためであると捉えることができます。

しかしながら、このように法が意図した趣旨を具体化していくには、現在の社会状況に対する的確な認識と、将来への正しい展望を得ることが必要不可欠です。そのためのアンテナは、これまでと同様、常に張り巡らせていたいと思います。その受信感度が鈍ってしまうことのないよう、メンテナンスも、怠ってはなりませんね。



役員名	担務	氏名	所属支部	役員名	担務	氏名	所属支部
会 長		岩倉 弘和	湘南第一支部	理 事	業 務	市川 東	大 和 支 部
副 会 長	総務・財務	鈴木 貴志	湘南第二支部	理 事	業 務	下濱 浩治	横 浜 南 支 部
副 会 長	広 報	朝岡 道久	大 和 支 部	理 事	業 務	竹前 信行	湘南第二支部
副 会 長	業 務	餅田 慎治	横 浜 東 支 部	理 事	広 報	上田 尚彦	横 浜 中 支 部
副 会 長	研 修	中山 正	川 崎 支 部	理 事	広 報	星野 隆夫	横 浜 東 支 部
常任理事	総 務	大竹 正晃	川 崎 支 部	理 事	広 報	三浦 正樹	川 崎 支 部
常任理事	財 務	本橋 幸司	横 浜 東 支 部	理 事	広 報	野口 譲	県 央 支 部
常任理事	業 務	石井 幸世	湘南第一支部	理 事	研 修	佐々木 謙一	横 浜 中 支 部
常任理事	広 報	中川 裕久	相 模 原 支 部	理 事	研 修	嶋田 幸子	横 浜 北 支 部
常任理事	研 修	佐川 祐介	横 須 賀 支 部	理 事	研 修	三橋 馨	横 須 賀 支 部
理 事	総 務	市川 栄二	県 西 支 部	監 事		廣瀬 昌彦	横 浜 南 支 部
理 事	総 務	高杉 博	横 浜 西 第 一 支 部	監 事		馬渡 正光	横 浜 北 支 部
理 事	総 務	尾上 雄一郎	湘南第一支部	監 事		新井 博	大 和 支 部
理 事	財 務	西田 貴麿	横 浜 東 支 部				

# 法律よもやまばなし

顧問弁護士 柳 川 猛 昌

今回は、分筆登記申請の却下処分の取消を求めた裁判例を紹介します。大阪地方裁判所判決（平成6年9月9日）です。この判決の論点は多岐に亘りますので、論点を絞って紹介します。

1 事案は、共有物分割訴訟で本件土地につき持分二分の一の所有権一部移転登記手續を命ずる確定判決を得たXが、右判決正本を代位原因証書とし、別紙図面Bを地積測量図として添付して代位による本件土地の分筆登記を申請したところ、被告登記官は、右申請書にはいわゆる官民境界確定書の添付がなく、A木事務所に現地立会を求めたが出席できない旨の回答がある等したため、周囲の境界が確認できないとの理由で、右申請書に掲げた事項が実地調査の結果と符合しないとして不動産登記法（以下、「法」と言います。）49条10号（表示に関する登記の申請書に掲げた表示に関する事項が登記官の調査の結果と符合しないときは、登記官は右登記の申請を却下しなければならない）により右申請を却下したことを不服として、却下処分の取消を求めた裁判です。

2 「土地の分筆の登記とは、一筆の土地を分割して数筆の土地とする登記であるから、その前提として、一筆の土地が存在し、しかもその範囲が正確に把握されていること（つまり分筆元地とされる土地の区画が隣接地を包含していたり、一筆の土地の一部であってはならない。）及び分割される土地が一筆の土地の範囲内に存在していることが必要とされるのであり、したがって、分筆登記にあつ

ては、原則として分筆元地と隣接地との境界が明らかでなければならぬと解される（もっとも、分筆される土地以外の土地（分筆残地）と隣接地との境界につき紛争が存する場合において、分筆される土地が右紛争地と無関係である場合には、便宜上分筆が許される場合があるが、右は例外的かつ便宜的な取扱いである）。

そのため、分筆登記の申請をする際には、方位、地番、隣地の地番及び求積の方法等を記載して分割前の土地を図示し、分割線を明らかにした地積測量図を添付することとされており（法81条の2第2項、細則43条の4第1項、不動産登記事務取扱手續準則（以下「準則」という。）123条）、登記官は、分筆登記の申請がなされた場合、登一記申請日及び添付の地積測量図等と分筆元地の登記簿や登記所の保管する地図や地図に準ずる図面等を照合審査して分筆元地の範囲が明らかであるかを検討し、必要がある場合には、実地調査を行い、当該土地の境界の確認や地積の検測等を行うこととなる。そして、境界が確認できないときは、申請書に掲げられた土地の表示に関する事項が登記官のなした調査と符合しないとして、登記官は右登記の申請を却下しなければならないのである。

ところで、一筆の土地の一部について登記義務者に対し、所有権移転登記手續を命ずる判決が確定した場合、登記権利者は右所有権移転登記請求権を保全するために、当該判決正本を代位原因証書として、登記義務者の分

筆登記申請手続を代位行使することかできるが(民法423条、法46条の2)、右代位による分筆登記は、登記権利者の名において登記義務者が行うべき登記を申請し得るものであるものの、その他の点については登言申請に関する通則に従うべきものであるから、登記目において分筆元地の範囲ないし隣接地との境界の確認を要するという点においても通常分筆登記の申請と異なるところはない」。

- 3 認定された事実によれば、原告が分筆を求める本件土地(ほぼ長方形の形の土地)は、公図上三辺を水路ないし里道に接し、他の一辺は民有地に接する土地である。したがって、本件土地の位置、範囲を把握するためには水路、里道との境界が明らかでなければならぬが関係資料からこれらを把握することはできず、「被告登記官には、本件の分筆登記申請書及びその添付図面や登記所が保管する書面等からは、366番の土地ないし本件土地と水路、里道との間の境界を知ることはできなかったものと推認される」。

そのため被告登記官は実地調査を行ったが、水路は一部宅地化されて水路との境界も不明であり、境界を示す境界標も見当たらず、またB土木事務所長は立会いを拒否したので、結局本件土地と水路との境界を確認できなかったと認められる。結局、実地調査の結果、申請にかかる土地の位置を特定できなかったため、当該分筆登記の申請は、申請書に掲げられた土地の表示に関する事項が登記官の調査の結果と符合しないとして、法49条10号に基づき却下するほかなく、被告登記官の処分は適法としました。

- 4 「また原告らは、財産管理者が境界確定協議に応じない場合には分筆登記ができないとすれば、勝訴判決を得ても原告らの権利の実現ができないと主張する。

しかし、被告登記官において実地調査を

行っても三六六番の土地ないし本件土地と水路との境界が確認できない以上、分筆登記をすることができないことは、不動産の表示に関する登記について実質的調査権を有し、不動産の現況を明確に公示することを職責とする登記官として当然の取扱いであり、原告の確定判決の執行(登記の移転)ができないからといって右職責を放棄すべき理由とはできない。」

- 5 本判決は以上のとおりですが、この当時は筆界特定制度が存在しませんでした。現在では、上記のような場合にも筆界特定制度を用いることでの対応が考えられます。法務省民事二第2760号(平成17年12月6日)通達によると、筆界特定の申請ができるのは土地の所有名義人等(法第131条第1項)だが、「その他1筆の土地の一部の所有権を取得した者も、当該土地を対象土地の1つとする筆界特定の申請をすることができる(規則第207条第2項第4号参照)。1筆の土地の一部の所有権を取得した原因は問わない」例えば、1筆の土地の一部を時効取得した場合、売買により取得した場合を問わないということです。「また、申請人が所有権を取得した土地の部分が筆界特定の対象となる筆界に接していることを要しない」としています。ご参考までに。

## 第74回 定時総会

今年も5月30日にロイヤルホールヨコハマにおいて、神奈川県土地家屋調査士会第74回定時総会が開催されました。また総会終了後には昨年同様、来賓を招いて懇親会が開催されました。

総会の冒頭、初めての試みであろうかと思いますが、全員起立し、『調査士の歌』を斉唱しました。なかなか歌う機会もないので、一年に一度ぐらいは調査士としての士気を高める為にも、良い試みではないかと感じました。

総会では海野会長より喜ばしい話がありました。それは制度広報の一環として、県内の高校で毎年出前授業を行なっていますが、その授業を受けた生徒の中から、“土地家屋調査士になりたい”という生徒が現れ、実際に土地家屋調査士事務所に就職した生徒が数名いるとの報告がありました。昨今、土地家屋調査士の受験者数が減少するなかで、このような“数名”という小さな成果ではありますが、今後も継続し、やがて全国区になってくるようになれば、もっと若い世代の子供達にも土地家屋調査士という名が浸透し、いずれは受験者数の増加につな

がってくれるのではないかと信じております。出前授業の予算も、新たに勘定科目が創設され、今後も制度広報の一環として、さらなる効果が期待されます。

総会中の質疑では、平成14年に報酬額運用基準が撤廃されたことにより、その後の過当競争に歯止めがかからないことに関する厳しい意見も出されました。

今年度は、役員改選期であり、新たな会長として岩倉弘和会員が会長に就任すると同時に、新しい役員及び綱紀委員も選任されました。

続く式典では、横浜地方法務局長より祝辞をいただき、その中で表示に関する登記案件が一年同様、前年度より増加傾向にあるとお話がありました。来年以降も、このような嬉しい報告が続くことを願い、我々みんなが明るい生活を送り、胸を張って若い世代に土地家屋調査士の魅力を、会員一同もっともっとアピールしていきましょう！

記事 相模原支部 足立 尊仁  
写真 横浜中支部 野口 幸秀



## 神奈川県土地家屋調査士政治連盟第13回定時大会

平成25年5月30日(木)午前10時45分より神奈川県土地家屋調査士政治連盟第13回定時大会が、例年どおり本会第74回定時総会にあわせてロイヤルホールヨコハマ2階ヴェルサイユの間にて開催された。

冒頭、福本正幸会長は、「全国土地家屋調査士政治連盟(以下全調政連)第13回定時大会が3月18日東京の都市センターホテルにおいて開催され、役員改選により横山一夫会長が再任された」との報告がありました。またその中で、全調政連横山一夫会長は「土地家屋調査士の経済的地位の向上を図る為にも、今問題になっている報酬額の低廉化の問題について、調査士制度に精通された議員に政治活動を活発に行い強化していきたい」と挨拶があったとのこと。福本会長は、法務省が実施する14条地図作成業務においても政府が行なう事業仕訳の中に入っていたこと、そして土地家屋調査士議員連盟に働き掛け現在も14条地図作成業務は行われている、また法務局の業務地方移管について昨年に続き積極的に反対運動し、20県の県議会その他多くの政令指定都市の市議会でも反対の議決をいただき、意見書を内閣総理大臣及び各関係大臣に提出している旨の説明がありました。そして、TPPの問題についても土地家屋調査士議員連盟の先生方と勉強会を通して活動を行っているとの挨拶があった。

続く議案審議では平成24年度の活動報告、決算報告のほか25年度運動方針案、予算案が各担当幹事より説明がなされ審議可決された。審議質問の中、昨年度の政治連盟の活動によ

て何を勝ち取ったか実績を文書にしてほしいとの要望があった。

今年の本大会在席数47名は、毎年のことながら多少がっかりさせられる、来年の定時大会には少しでも空席が減ることを期待したい。

近年多く見られた報酬の低廉化は、価格競争入札制度が導入され始めてものと思われる。24年度土地家屋調査士試験出願者数6136名、受験者数4986名、合格者数418名でした。毎年受験者数減少し昨年は5千名を割り込んでしまいました。受験者数が減少しているのは土地家屋調査士という職業に魅力が感じられず、合格し入会しても生活ができないのではないかと思われるからだと思う。報酬額の低廉化に歯止めをかける為にも、最低価格を設定し報酬額が安定することで、魅力ある土地家屋調査士制度の発展のために尚一層のご努力をお願いしたい。

未入会の神奈川県土地家屋調査士会会員皆さん、このように政治家の皆さんに働きかけるには活動資金が必要です、政治連盟加入者は平成25年3月18日において神奈川会会員886名内355名で、入会率は40%と全国で下から5番目となっています。土地家屋調査士制度を維持し、自分たちが土地家屋調査士として将来安定する為にも、特に若い会員に入会していただきたいと思ひます。

最後に、政治連盟役員の皆さん、会員全体のため少ない予算の中で活躍して頂きまして感謝申し上げます。

記事・写真 横浜中支部 野口 幸秀



# 県 公 嘱 協 会 総 会

平成25年5月22日(水)午後3時から横浜国際船員センター「ナビオス横浜」において「社団法人神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会第34回通常総会並びに公益社団法人神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会第1回定時社員総会」が9名の来賓を招いて開催されました。

今開催は3月1日に社団法人から公益社団法人への移行期にあたり、旧社団法人として2ヶ月間の事業並びに決算総会と、公益社団法人として第1回定時社員総会が同時開催となり、めったにない珍しい総会となりました。

総会は社員総数254名、出席社員数208名(内委任状146名)という出席状況のなか、はじめに越智眞琴理事長は内閣総理大臣から公益法人に移行認定の大事業を成し遂げた挨拶をしました。続いて神奈川県土地家屋調査士会岩倉弘和副会長、神奈川県公共嘱託登記司法書士協会理事長杉本千里様そして全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長柳平幸男様から来賓祝辞をいただき祝電を披露後議事に入りました。

議事進行は丸山彰社員を議長・坂元健社員が

副議長として選任され、社団法人の1月から2月までの第34回定時総会の議事が慎重審議の上可決承認され休息时间となりました。

休息时间後、公益社団法人として第1回定時社員総会が16時10分から議長・副議長は引き続き開催、執行部から事業計画・収支予算報告がなされて総会は無事に終了しました。

総会終了後は、懇親会が行われました。懇親会は越智眞琴理事長の挨拶後、岩渕正紀顧問弁護士から乾杯挨拶を賜り華やかに懇親会が行われました。

公益法人認定までの道程が厳しいと様子は伺っておりましたが、尽力された役員の皆様には美酒を味わったことと思います。来賓の挨拶にもありましたが「公益法人化が目的ではない」これからいかに公嘱協会を発展させていくかが大切なことであると。

今後も業務入札は厳しい状況が続くと思いますが、筆者も一社員として土地家屋調査士制度の推進と、公益社団法人としてのメリットを生かした協会の発展を望まずにられません。

川崎支部 有野 拓美



# 公 嘱 だ よ り

神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

17年前の平成8年のことである。当時は、田園都市線梶ヶ谷駅徒歩6分のところに、横浜地方法務局溝口出張所があった。横浜地方法務局が計画期間である、地図整備作業(一筆対査)を公嘱協会川崎地区が担当した。地図の修正作業による地図作成に熱い思いのある川崎支部の社員の尽力により川崎市高津区・宮前区・多摩区・麻生区の4区の作業を無事終了した。約6ヶ月の作業であったが、担当した溝口出張所の法務局の職員並びに作業に従事した土地家屋調査士とが一体になって、完成した地図に大いに感激したものである。

成果品の整理・点検を終了し、納品の準備をしている頃、日本国有鉄道清算事業団(JR新宿西口の旧国鉄総合庁舎のJR東京工事事務所)に打合せに行くよう指示があった。打合せは、昭和46年に日本国有鉄道と建設省国有財産管理者である神奈川県と川崎市が協定した鉄道敷地内の所管替えの作業についてであった。作業内容は、JR南武線武蔵小杉駅(現在高層のタワービルが建立)から武蔵溝口駅方向にある第三京浜高速道路までの約3.7km(川崎市中原区と高津区間)のJR立体交差工事事業に伴う鉄道敷地内の道水路の確定、及び財産の譲与・受け渡し用地の地積更正・分筆嘱託登記である。鉄道敷地の大部分が道路で囲まれており、川崎市役所の協力があれば、事業の80%は達成できると確信した。JR東京工事事務所の担当の方と川崎市の道路局管理課へ事業内容の説明を行い、公嘱協会への作業協力を快く対応していただくこととなった。

川崎市役所道路管理課を中心に道路調査課・

河川課・鉄道計画課・立体交差課・中原土木事務所・高津土木事務所と公嘱協会の社員が約7ヶ月の調査協議・作業工程管理を行い、その年の12月25日に道水路の査定と鉄道敷地確定の内容が決まった。翌年の平成9年1月10日から約2週間で3.7kmの道路査定の立ち会い承諾を完成し、2月上旬に登記申請ができた。工事は、川崎市役所及び関係官公署等の協力のもと、3.7kmを4工区に分割し、工区の責任者を適切に選任し、各工区に配置した専門能力の高い社員の努力による完成であった。その後財産整理事業が、東日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に引継がれ(継承事業)、JR南武線全域・浜川崎線・東海道線神奈川県内全域・横浜線の作業を担当してきた。事業主体の東日本旅客鉄道株式会社(継承登記)と各自治体及び関係官公署等と作業機関である公嘱協会の信頼関係は、長年にわたり大きく強化されたに違いない。

平成16年から作業を続けている法第14条地図作成事業である。全国の公嘱協会のほとんどが、9年にわたり作業機関として従事し法務省からの信頼にこたえている。神奈川県公嘱協会においても筆界の確定率がほぼ100%に近い達成率であった。計画機関である法務省の現場担当職員の能力の高さと公嘱協会への大いなる協力体制、そして公嘱協会担当社員の地図作成に傾けるひたむきな集団の力の集結があつての結果である。

今年度は、さらに法務省の信頼にこたえる作業機関を目指して努力する所存です。

公益社団法人神奈川県公共嘱託登記  
土地家屋調査士協会理事長 越智 眞琴

## \*\*\* 横浜西第2支部と横浜東支部の合併 \*\*\*

広報部長 中川 裕久

既にご存知の会員の方も多いかとは思いますが、平成25年度より横浜西第2支部と横浜東支部が合併し、新しい横浜東支部として活動を開始しております。

この合併に伴い神奈川会は今までの14支部から13支部へと変更になったわけですが、支部の合併にはそれぞれの支部に所属する会員の意見集約などさまざまな苦労があったことと思います。そこで当時、総務部長として支部合併作業に関わった伊東昌彦会員に合併についての記事の執筆をお願いしました。

## 新横浜東支部スタート

前総務部長 横浜南支部 伊東 昌彦

私が支部長の時に、他支部の支部長さんと交流があり、他の支部の様子を聞くことができました。その中には先の支部再編の結果、支部会員が30名弱になった横浜西第1(以下、浜西1)支部、横浜西第2(以下、浜西2)支部の様子も伺っていました。会員数が少ないと支部行事を行うにしても、役員を選ぶにもいろいろとご苦労があったようです。再度、支部の再編はできないのかなと思いましたが、その時は具体的な話には至りませんでした。

平成23年度、私が本会総務部長の時に登記所の統廃合が進められていく中で、支部編成が今のままでよいかということを中心に、支部のあり方についてのアンケートを各支部長にお願いしました。アンケート結果は理事会にも報告させていただきましたが、現状のままで問題ないという回答でした。しかしそこで終わりました。浜西2支部役員から、「支部活動が縮小されていくようで残念だ、支部の話しを聞いて欲しい」という声が上がりました。総務部では浜西1、浜西2支部の役員の方から、支部の状況などを聞かせていただく機会を設けるこ

とにしました。浜西2支部からは、再編を強く希望する意見がほとんどでした。再編の相手となる横浜東(以下、浜東)支部へ話しを伝え、浜西2、浜東支部役員による意見交換会を本会で開きました。するとどうでしょう。両支部での話しがうまく合いまして、支部再編について具体的に話を進めることになりました。平成24年度のそれぞれの支部総会にて支部再編について、承認を得ることもできました。支部役員会等を合同で開催したり交流の時間を多くし、支部再編に向けて準備が進められていきました。理事会宛に平成25年4月1日から浜西2支部と浜東支部が合併して、新たに横浜東支部として活動開始する書面が提出され理事会の承認を得ました。

今回の支部再編は、両支部の役員、支部会員の方の協働作業によって成し遂げられました。平成25年度の浜西2、浜東旧支部の総会は最後となり、同時に再編後の新・横浜東支部第1回の支部総会が開催されました。当時携わった者として、新・浜東支部の今まで以上のご活躍を願っております。

## 本会無料登記相談員及び センター相談員・調停員研修会

神奈川県土地家屋調査士会の社会奉仕事業、毎週水曜日「無料登記相談」の相談員ならび「境界問題相談センターかながわ」相談員・調停員の36名が受講する合同研修会が3月27日に開催されました。

本会「無料登記相談員」はセンター相談員・調停員の中から受任して頂いた方、会員で業務歴8年以上の認定調査士の中から受任して頂いた方が、本会で毎週水曜日に一般市民からの相談者に一人で相談に対応します。

相談者からの案件は、その場で解決できるものやADR・筆界特定・他土業の案件と仕分けて、その対応についての説明も相談時間1件30分内で行います。

「境界問題相談センターかながわ」相談員・調停員は、センター長が指定する研修を修了し



た本会の会員であって土地家屋調査士としての実務歴10年以上の者から運営員が推薦した者が対象者になります。

センターの相談員は弁護士と協力して相談にあたりますが、センターの目指す姿勢は「境界問題は土地家屋調査士の専門分野」であり、弁護士には相談の中で法的に必要な範囲で意見を求め、境界についての意見は土地家屋調査士が

主導して相談を進めて欲しい。研修会では「相談の心得 ほか」相談を受けた時の対応方法についての注意点や、相談票などの文書の扱いが中心に行われました。調停の研修については千葉会が作成の白熱した「同席方式の調停」を使ってビデオ研修が行われ、本会の「別席方式の調停」研修は改めて行われる予定です。



またいずれかの相談を受けた際、土地家屋調査士の紹介を求められた時は、第一義に会員名簿から選考するように求め、話の中で相談者から業務依頼をされた場合は担当者が業務受託しても良い事になります。弁護士でも同様に相談者から業務依頼を受けて受託してもよい扱いとなっております。

筆者は顧客サービスのため、法学研修・境界鑑定講座を修了し、認定調査士は支部長時代に支部若手会員を引き込むため義理も絡んで受講しました。しかし今の時代、受講の動機が立派

だとはいえませんが、かじった程度の知識が顧客サービスに繋がり、制度発展のため社会奉仕活動の一員に加われることに喜びを感じます。

新年度から新たにセンター相談員11名、登記相談員11名が加わり、センター相談員36名、弁護士相談員67名、本会無料登記相談員は31名、中には重複して協力下さる方もありますが、制度発展のためにも頑張ってくださいませう。

記事・写真 川崎支部 有野 拓美



## 年度締 第 7 回理事会の開催

本年度を締める理事会が3月25日に開催されました。

本会事業は事業案について総会承認を受け、執行部は事業について支部長会で意見を求めたり理事会において審議・承認を受けて実行されます。

今回は一年の総決算24年度の各部・副会長・会長からの事業報告・会計についての協議や、次年度事業計画案について協議が行われました。次の理事会4月18日、新年度第1回理事会において事業と会計、次年度計画の審議・承認を受けて総会を迎えることになります。また事業内容については11月の中間監査・年度を締めた4月初めの監査会において事業・会計の監査を受けます。

総会後の最初の理事会で各部担当理事が決まり、各理事は良い仕事をしたいとドキドキしな



がら、各部から事業計画について理事会に諮ります。事業の経過途中で理事会の席で質問を受けると回答しなければなりません。

理事会では各部の事業計画や活動について毎回活発な審議が行われ、対外的な法務局との対応や連合会への提案事項が審議されたりします。会員は理事会や支部長会の議事録がホーム

ページで閲覧できますので、目を通して下されば本会の様子が見えるでしょう。

今総会は役員改選期にあたりますが、私達会員は本会を応援し新役員には制度発展のためにも頑張ってくださいませ。

記事・写真

川崎支部 有野 拓美



## 引き続きタウンニュースで QandA の連載

一般的な人々が日常感じている土地、建物の登記関係および関連する一連の諸問題について、昨年来より QandA の形式で都合 6 回にわたる連載を支部役員との協力を得て、タウンニュース紙上(中区・西区版)で展開し、最終回にはそごうデパート地下で実施された登記無料相談会の掲示で第 1 期目を終了しました。当相談会に来られた方の反応を見ても、“タウンニュースを見て来た。”というお話や、電話による相談などがあり、かなりの人々が目を通して感じられ、一連の成果を得たと自負するところです。

一方で、土地家屋調査士の社会的存在意義を知っていただき、我々の仕事をする上での環境をより良く変えていくには、もちろんのこと本会が実施している出前授業の

ような、長期にわたる地道な努力が必要なことは重要だと考えるところです。しかしながら短期的には、もっと大きなマスメディア、TV あるいはラジオ等での会員も驚くような露出度のある演出が効果的だと思うのは私だけではない筈です。

まっ、そうは言っても一支部の力ではとてもとてもということで引き続き、続 QandA の連載を始めました、今回も支部役員との協力により、文章的にはなるべくわかり易くを前提として掲載しています。タウンニュースの記者にも“非常にわかり易い”との評で、良かったと思います。また今回は範囲を広げて南区版にも掲載していますので、ご期待ください。

横浜中支部長 金子 幸男

大切な土地・建物を守るアドバイザー

**土地家屋調査士が**

**お答えします** No.7

神奈川県土地家屋調査士会 検索

☎045・312・1177

**Q** 先日、住宅を新築したのでローンの申し込みを銀行にしたところ、担当者より「土地家屋調査士」を紹介しますので建物表題登記を進めてくださいと言われました。どんな仕事をする人ですか？

**A** 土地や建物といった不動産の登記記録は表題部と権利部とで構成されています。土地家屋調査士は、そのうちの表題部に関して所有者から依頼を受けて土地又は建物の調査、測量及びその登記申請を代理する専門資格者です。

登記記録の表題部とは、例えば建物の場合には、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積等の事項が記録され、登記された建物が現地にどのように存在するかを特定するための重要な機能を果たしています。したがって、表題部を新たに設ける場合(建物の新築)や表題部の登記事項に変更が生じた場合(増築等)には、そのための登記が必要になります。さらに詳しい手続や費用については、お近くの土地家屋調査士に、是非ご相談ください。

のうちの表題部に関して所有者から依頼を受けて土地又は建物の調査、測量及びその登記申請を代理する専門資格者です。

登記記録の表題部とは、例えば建物の場合には、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積等の事項が記録され、登記された建物が現地にどのように存在するかを特定するための重要な機能を果たしています。したがって、表題部を新たに設ける場合(建物の新築)や表題部の登記事項に変更が生じた場合(増築等)には、そのための登記が必要になります。さらに詳しい手続や費用については、お近くの土地家屋調査士に、是非ご相談ください。

## 湘南第一支部登記無料相談会

### 3月30日登記無料相談会

湘南第一支部では3月30日、藤沢、茅ヶ崎、鎌倉の3会場にて登記無料相談会を行いました。

当日は多数の支部会員に相談員として協力してもらい、多くの市民の方々がご相談にお見えになりました。

登記無料相談会の開催について、それぞれの市の広報誌とタウンページに案内を掲載して、問い合わせ先を私の事務所にしたところ、「相談したいのだが予約は必要か」という問い合わせも多数あり、反響の良さを実感しました。

今回は、各広報誌に「土地境界問題」という文言を入れました。それまでは単に「土地建物の登記、測量について」としていたものを、前回、ある支部会員から「思い切って土地境界問題という文言をいれてみてはどうか」との提案を受け入れてみたものです。

相談に来られた方でも、「これまでずっとお隣さんとのことで悶々としていたが、誰に相談すれば良いのか今までわからなかった。今日来てよかった」という方もあったり、大変意義があったと思います。

また、私は若輩者ですので、ベテラン会員が市民からの相談を受け、励まし、宥め、相談終了後には相談者の方が清々しい表情になって帰って行かれた姿が、非常に印象に残り、私としてもとても良い勉強になりました。

湘南第一支部 後藤 宏史



# 調査士 ねとわく

## ふれあい

横浜東支部 内田 博之

皆様は、スポーツ推進委員というのをご存知でしょうか？

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条に基づき、各自治会・町内会から推薦され市町村長から委嘱された非常勤の特別公務員という立場に位置づけられており、市民を対象にしたスポーツ・レクリエーションの振興・普及の為、様々なイベントを実施しサポートすることを目的とした役員です。

その沿革は、横浜市が昭和25年に全国に先がけて『横浜市健民体育指導員』制度が発足し、昭和32年に文部省(当時)が体育指導員制度の設置を奨励し、昭和36年に「スポーツ振興法」が制定され、全国に体育指導員の位置づけ、役割が明確にされました。神奈川県内では、約4800名が所属しており、横浜市内では、約2700名が所属し、ボランティアとして行事を担っております。任期は、1期2年であり報酬は、なしです。神奈川県内では、県西地区が活発的な活動をされていると聞きます。

委員になって思ったのが、こころ温かい方が多いです。

私も町内自治会長からの推薦により、スポーツ推進委員に任命され、今現在3期目です。行事としては、横浜国際女子マラソン、横浜市民マラソン、横浜シーサイドトライアスロン大会等に役員として協力しております。

横浜国際女子マラソン大会時には、沿道に立

ち大会運営のサポートとして、応援される市民の安全を図ります。

他にも委員は、地区ごとに組織されているレクリエーション協会の一員として、地区行事にも携わります。旭区民スポーツ祭(少年野球、成人男子・女子ソフトボール、高齢者ゲートボール等)、ズーラシア駅伝等の企画・運営・サポートをしますが、少年野球大会の際には、球場整備、副審、救護等を分担します。一日仕事で、結構な労働ですので、帰路につく頃には、もう疲れ果ててしまってます。

街中のごみ拾いイベントでは、子供たちと和気藹々とした雰囲気の中、普段大人には、目につきにくいような道端の奥や擁壁の上に捨てられた空き缶やたばこの吸い殻等のゴミを子供たちが一生懸命集めているのを見て、微笑ましく感じました。

また毎年開催される小学校での盆踊りでは、焼き鳥と焼きそばの屋台を出店し、その売上が、地区運動会の景品として地域の皆様に還元されます。景品としては、日常生活用品です。例えば、砂糖、塩、味噌、サラダ油、サランラップ等がありますが、参加者は、もちろん子供達が多いので、お菓子類も用意しております。大人の町内会対抗リレーでは、毎年必ずとっていいほど、転倒される方がいらっしゃいますが、参加者の応援がもの凄く皆さん、久しぶりの運動で興奮冷めやらぬまま、満足されて帰ってきます。

このような活動を通じて、地域の皆様にとって少しでも住み良い街づくりに協力できれば

と思っております。興味のある方は、まず地域の行事から参加されてみてはいかがでしょうか。

## 予想される大地震の前に

大和支部 岸本 博文

震災刈りって知っている？ヘアスタイル？ふざけた事言うな！ どうせ今時の平和ボケしたガキの悪ふざけだろう。痛ましい地震災害を遊び半分なことに結びつけるとは何と軽薄な……

とおもいきや、実際に関東大震災(大正12年)の後に流行った髪形だと言う。そしてその型は七三の短方を刈上げ、七分の方は横に流すだけ。ご存知の男性の髪型七三の三の部分だけポーズにしたイメージです。

震災刈りとは名付けこそ悪いが、単なる流行でなく、関東大震災後生活は貧窮し、今日のように風呂に入る事すら間々ならない状況下において理に叶った生活から生まれた知恵(髪型)に後から付けられた呼び名らしい。また、不景気な時には短髪が流行る傾向にあるとか。

東日本大震災(3.11)後連日地震に関する専門家、有識者の情報をメディアが取り上げている。

阪神淡路(1995年)、十勝沖(2003年)、新潟中越(2004年)、東日本大震災(2011年)、海外に於いては中国の四川、インドネシアのスマトラ島沖、等々。

気象庁が発表するこの地震の震度〇〇の数値は現在自動計測器(日本全土に約5000箇所)により測定されたものであるが、1996年以前(ほんの17年前)までは気象庁の職員の体感や建物の被害状況を階級表に当てはめて震度を決定していたと言うのだから驚きである(気象庁の職員数は現在数千人規模と聞く)。しかし、過去の巨大地震については文献によるその記録はあっても原因等詳細な資料はなく現在専門家、

有識者が断層及び地層を調査して過去の研究をしているのも素人から思えば理解できないのは私だけだろうか。いっそのこと地震関係は気象庁から分離して地震庁において研究しては如何？

宇宙科学と電子計算機の発達と共に宇宙旅行は既に米国の某旅行会社が募集しているとか。火星に行って帰る事もできるのに、人類の住む足元、地球の内部はいまだになぜ確たる解明ができないのだろうか。私は土地家屋調査士です、だから地表の事しか分かりません、専門家の皆さんごめんなさい。

地震後に『そういえばこんな事があったが、もしかしたらその前兆かも』と色々な現象が報告されています。科学的根拠の有りそうなのは、微震の急激な増加、火山の噴火、大気に放射される電磁波の異常な増加、川口湖の水位の低下、井戸水の温度や水位の変化であり、科学的根拠がないが動物の異常行動、カラスの群れ、相模湾の深海魚等は後から『そう言えばあの時、もしかしたら』である。しかしこれらも無視できない現象である。

そう言えばナマズは最近どうした？

近年に予想されている東海地震、南海地震等専門家が日夜研究し、また政府や各自治体がその地震及び津波予報をいかに迅速に発表して国民、住民に知らせ、人命被害を最小限にし、減災するか情報の伝達態勢を整えています。

しかし水を注すようですが、予測されている巨大地震の発生前に前兆地震情報として伝達される事は100パーセントないでしょう。専門家の意見とメディアの情報は当然ですが、過去の「あの時そう言えば」の後づけ現象もまた、前兆として判断すれば意味ある事とおもいます。

昨年2月、神奈川会一般研修会において、宮城会会長、鈴木修先生の体験談、テーマ『土地家屋調査士が体験した震災』はその生々しい状況を講演して戴きました。咄嗟の時の行動を各自シミュレーションしておきましょう。

# 新入会員自己紹介



相模原支部 小田島 薫

初めまして、相模原支部に入会致しました小田島薫と申します。

秋田県横手市で生まれ育ち、大学入学の為上京致しました。

大学卒業後、不動産売買営業として10年間勤務し、その間に土地家屋調査士という職業を知りました。

元々作業着に憧れがあり、また不動産についての今までの経験を生かせると思い、生まれて初めて『これだ!』と思ったことを今でも覚えています。

調査士業務は未経験のまま業界に飛び込んだ為、分からないことが多く勉強の毎日ですが、諸先輩方が培ってきた調査士への信頼に傷が付かない様日々精進して参る所存です。

宜しくご指導の程お願い申し上げます。



川崎支部 高橋 肇

平成25年1月に川崎支部にて登録しました高橋肇と申します。

平成9年に受験し合格して以来、補助者として業務に携わってきましたが、これからは諸先輩方のご教授を受けながら努力していきたいと思っております。

今後ともよろしくお願い致します。



横浜中支部 地野 透

本年2月に入会致しました地野透と申します。自己紹介として、昔私は「土地家屋調査士」について何も知りませんでした。父が調査士なのですが、単

に「父親の職業」でしかなく、実際に父が何をしてどんな業務なのか全く興味ありませんでした。

大学卒業後、世はバブル崩壊余波の嵐、もはや自分の意志より父の会社や家庭の事情等が関わり、中央工学校にて測量の勉強後父の会社へ就職となりました。きっかけはどうであれ縁あってこの仕事をする事となり、もう「前へ!」という気持ちで飛び込んだ次第であります。

「土地家屋調査士」について感じる事は、社会貢献度が高く、責任も非常に重く、業務も複雑且つ繊細、また「人」に対する柔軟さも必要で、まさにとんでもなく特殊な業だと思っております。今まで補助者で経験も少しは積んだはずが全く足りず、日々悩み不安ばかりです。一方、仕事量の減少、報酬額競争の果ての無謀な安値、資格受験者数の減少と、あまりいいお話は無い様です。新参者の私ですら何か考えなくてはと思っています。時々父の背中をみていると、仕事に対して尊敬の念も深くありますが、逆に調査士の栄枯盛衰も見せられている様でとても複雑です。

これから1年先すら見えませんが、「信頼」を得られる立派な土地家屋調査士に少しでも近づけたらと思っています。今後も諸先輩方々のご指導ご鞭撻を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

**横浜東支部 野口 直志**

はじめまして、このたび、東京会から神奈川会に転入いたしました野口直志です。

東京会では、平成18年より7年間在籍しておりましたが、ここ数年では、仕事が、ほとんど神奈川(横浜、川崎付近)が多くなり、業務の効率化、経費節減から転籍した次第です。私は、父親が東京会で土地家屋調査士をしていて、子供のころから測量の手伝いをさせられていました。そのせいで土地家屋調査士という仕事を土木仕事と捉えていて、大学を卒業して就職は、デスクワークと決めて普通に就職しました。20年前に父が他界し、最後に事務所のあと始末を託されて(本当は事務所の後片付けを頼まれただけですが)そのとき、土地家屋調査士が、土木仕事だけでなく、やりがいのある仕事であることに気づかされ、後を継ぐ決心をし、会社の早期退職制度も背中を押し、40才で調査士を開業することができました。年だけとっておりますが、まだまだ、経験の浅い若輩ものですので、今後ともよろしく願いいたします。

まだまだ経験不足で周囲の人に助けられるところも多いですが、諸先生方の助言・鞭撻を賜りながら、調査士として一步一步成長していきたいと考えております。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

**川崎支部 堀尾 武史**

このたび、2月20日に土地家屋調査士として登録いたしました、川崎支部の堀尾と申します。

平成23年度の土地家屋調査士試験に合格した後、司法書士との合同事務所で1年間補助者として実務経験を積ませていただきました。そして、今回勤務している事務所において開業させていただくこととなりました。

現在は主にマンションを含む建物の表示登記を担当し、依頼者様に登記のワンストップサービスを提供するために奮闘する日々を送っております。

## 編 集 後 記

世の中に出版物を出す機会に巡り合わせた。記憶では小学生の時に、いやいや壁新聞を手伝った程度しかない。会報誌なのでおおよそのスタイルは決まっている。

今は会員向けの情報はホームページを活用して年4回の発行だが、その前は会員へ重要な情報伝達を担っており、毎月の発行に先輩広報部員のご苦勞に頭が下がる。

現在、会員向け情報は速効性の高いホームページに任せ、神調報は特に支部や会員の活動を積極的に取り上げ、ゆっくり楽しめる広報誌の意味を持たせたいと思っていました。

ただどちらもインターネットを活用して便利にはなりましたが、記事の校正だけは本当に頭を悩ませました。会報誌として世の中に出回る出版物ですからねえ。 (よっばらい)

先日、フライフィッシングを始めた。溪流のせせらぎ、風の香り、鳥の鳴き声に癒された。

道志川で歴35年のベテランを指導者として招き入れ、友人達と挑んだのだが、誰ひとりとして、釣れずに一日を終えた。なんでもその付近は、1年程前に工事が入り、川がまだ原生化

していなかったのだ。次こそは岩魚を釣って自然の恵みを感じたいと思う。

(アウトザイル)

毎年のことですが定時総会に先立ち議案書を開くと、一項上段に倫理綱領があり、会員であれば誰も「使命、公正、研鑽」はスラスラと言えると思います。しかし下段の調査士の歌は毎年戴く調査士手帳にもありますが、私は実際にその歌(曲)を知りません。

調査士会に入会して約25年お世話になっておりますが、この歌を覚える機会若しくは会合で歌う場面に遭遇したことがないのです。

又またインターネットで「調査士の歌」を検索するとありました。クリックすると即座に《かぎりなき国の栄を・・・》と曲が流れたのです。じえ じえ(海女ちゃん)

末尾の歌詞(結びはかたし)は(絆はかたし)でしょうか。

K・トラジロウ

広報担当副会長  
広報部長  
広報部次長  
広報部理事  
広報部理事  
広報部理事  
支部広報員

朝岡道久  
中川裕久  
上田尚彦  
星野隆夫  
三浦正樹  
野口讓  
川又康司  
武富伸太郎  
岡田豊太  
内田博之  
豊藏康之  
深瀬光正  
福島誠

後藤宏史  
西野稔  
大貫公彦  
三枝慎一郎  
島村賢靖  
小田靖

発行 神奈川県土地家屋調査士会  
横浜市西区楠町18番地  
TEL (045) 312-1177(代)  
FAX (045) 312-1277  
E-mail  
info@kanagawa-chousashi.or.jp

発行者 神奈川県土地家屋調査士会  
会長 岩倉弘和

印刷所 昭英印刷株式会社  
大和市鶴間1-21-11  
TEL (046) 261-0844(代)